

－ 公募要領 －

1. 適用

本公募要領は、神戸市建設局共同研究等実施要綱（令和6年6月1日施行）第2条第1号に基づく公募共同研究「道路におけるAI技術等の効果的な活用による道路巡回の効率化」に適用するものとする。本公募要領に定めのない事項は、神戸市建設局共同研究等実施要綱に定めるところによる。

2. 共同研究の課題名

道路におけるAI技術等の効果的な活用による道路巡回の効率化

3. 共同研究の目的及び内容

道路保全・円滑な交通確保を目的に、各建設事務所において、日常・定期パトロールを実施しているが、管理延長が膨大であり、道路陥没等による事故等の未然防止や効率的かつ経済的な道路の維持管理が求められる。そのため、道路巡回支援技術の実証を行い、実効性の確認を行う。

4. 公募技術について

- 求める技術は、以下のような項目を解析する技術とする。
 - ・解析項目の例：ポットホール、ガードレール・標識・点字ブロック等の損傷、区画線のかすれ、植栽のはみ出し、ひび割れ率、IRI、わだち掘れ量等
- 画像やデータ測定は専用測定車によるものを除く。
- 2件程度の技術を選定する予定である。
- 業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。以下のホームページを参照すること。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

5. 実施場所

1件あたり2つ程度の建設事務所管内を想定

6. 実施予定期間

令和6年10月～令和7年2月末（成果の報告（要綱第16条）を含む）

7. 費用負担及び役割分担

神戸市は、技術の実証にかかる費用の2分の1及び、検証にかかる費用（安全対策費・現地調査費用等）を、上限2,000千円で負担するものとし、詳細な負担額や役割分担は、共同研究の契約（要綱第8条）の際に協議して定める。

時期	神戸市	共同研究者
7月	公募開始（1日～）	共同研究申請書及び共同研究提案書を作成
8月	公募締切（～20日） 共同研究等審査会へ付議（共同研究者の決定）	共同研究申請書及び共同研究提案書を提出
9月	契約手続き	実施計画書作成・契約手続き
9月～ 10月	必要に応じて、神戸市情報セキュリティポリシーに係る審査を実施	
10月～ 2月	道路パトロールカー走行※1 データの解析結果確認後に検証路線を指定 ※2	機器の設置等の準備作業 データの解析、解析結果の報告 指定路線の解析結果の検証
3月	共同研究等審査会へ付議（評価）	共同研究自己評価申告書を提出

※1 測定にあたっては、建設事務所が所有する道路パトロールカーを2台程使用できるものとする。

※2 舗装点検技術の場合は、R4年度路面性状調査結果と指定路線の解析結果を比較することによる。

8. 応募資格

- ・共同研究等の実施に十分な技術的能力及び経済的基盤を有するものでなければならない。（要綱第4条）
- ・申請者自らが共同研究の技術開発を実施していない場合は、共同研究を実施するうえで必要な権利を有

すること。

- ・共同研究者がいる場合は、応募に際して共同研究者の同意を得ていること。
- ・共同研究を実施するうえで、一部の業務を第三者に再委託する場合は、共同研究の契約書（要綱第8条・別記様式-3）に、その旨を記載すること。

9. 公募期間

令和6年7月1日（月曜）～令和6年8月20日（火曜）
（郵送による提出の場合は、締め切り日当日必着とする）

10. 応募方法

共同研究提案書（要綱第6条）を作成し、電子データ（PDF・10MB以下）を以下の方法で公募期間までに送付すること。

なお、提案書はA4用紙5枚以内とし、文字の大きさは10.5ポイント以上を目安とすること。

- ・電子メールによる送付 : road_engineering@office.city.kobe.lg.jp
- ・電子媒体の持参又は郵送 : 〒650-8570

神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所4号館8階
建設局道路工務課（補修担当）宛
電話：078-322-5683 FAX：078-331-3453

11. 質疑・ヒアリング等

（1）公募に関して質問がある場合は、次に従い提出すること。

・提出方法

原則、電子メールを用いて提出すること。様式は任意とする。

電子メールの使用が困難な場合は、書面（任意様式）により、FAXで提出すること。

いずれの場合でも、必ず別途電話にて受信または着信を確認すること。

・提出期間

令和6年7月1日（月曜）～令和6年7月31日（水曜）のうち、土・日・祝日を除く9時～17時とする。

（2）回答は公募要領の追補とみなし、神戸市ホームページへ掲載する。ただし、共同研究提案者の技術提案内容に係わる事項などについては、質疑を行った共同研究提案者にのみ回答を行う場合もある。

（3）提出された提案書で不明な箇所がある場合は、電子メール・電話等によるヒアリングを実施することがある。

神戸市における道路の維持管理等の現状（概略図）

